

## 別記様式

## 随意契約結果書

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 物品等の名称及び数量                   | 志布志港外港地区野積場3,808.30m <sup>2</sup> 使用料  |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官代理<br>九州地方整備局志布志港湾事務所総務課長 渡邊 雅史<br>鹿児島県志布志市志布志6617-182  |
| 契約締結日                        | 令和6年5月30日  |
| 契約の相手方の氏名及び住所                | 鹿児島県大隅地域振興局<br>鹿児島県鹿屋市打馬2-16-6   |
| 契約金額（消費税及び地方消費税含む）           | 4,006,120円   |
| 予定価格（消費税及び地方消費税含む）           | 4,006,120円   |
| 随意契約によることとした理由               | <p>本野積場3,808.3m<sup>2</sup>の土地については、令和6年度志布志港（若浜地区）防波堤（沖）ケーソン製作工事の資材置場として使用するものである。</p> <p>ケーソンはケーソン製作用台船において製作するものであるが、ケーソン製作用台船を係留する岸壁背後の陸上に建設資機材の積み卸し、型枠組立組外、コンクリート打設等の作業ヤードを必要とする。また、工事に際しては密な現場監督業務を必要とし、現場への対応を考えた場合、他港でのケーソン製作は得策でない。さらに施工時期等を勘案すると、ケーソン製作用台船を係留できる岸壁は、志布志港内において当該箇所しかなく、その背後地の野積場は鹿児島県が所有している。</p> <p>よって会計法第29条の3第4項に基づき、鹿児島県大隅地域振興局と随意契約するものである。</p> |
| 備考                           |  |